4　届出会社の国内の市場における地位

⑴　届出会社甲の属する企業結合集団に属する会社等（当該企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数に占める割合が100分の20を超える会社を含む。），届出会社乙の属する企業結合集団に属する会社等（当該企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数に占める割合が100分の20を超える会社を含む。）及びこれらの会社等の他共同株式移転により設立する会社の最終親会社の新たな子会社又は共同株式移転により設立する会社の属する企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数に占める割合が新たに100分の20を超える会社となる会社等（国内売上高が30億円を超えるものに限る。）の間で，国内の同一の事業地域内で同一の商品又は役務について競合する場合

商品又は役務の種類【　　】　事業地域【　　】

同業者の中において占める地位	名　　称	市場占拠率	第１位との格差	備　　考
第　1　位		%	—	
第　2　位		%		
第　3　位		%		
第　　位		%		
第　　位		%		
第　　位	共同株式移転後の地位及び市場占拠率	%		
全業者数	社			
市場占拠率等の算出の根拠となった資料等　【　　】				

商品又は役務の種類【　　】　事業地域【　　】

同業者の中において占める地位	名　　称	市場占拠率	第１位との格差	備　　考
第　1　位		%	—	
第　2　位		%		
第　3　位		%		
第　　位		%		
第　　位		%		
第　　位	共同株式移転後の地位及び市場占拠率	%		
全業者数	社			
市場占拠率等の算出の根拠となった資料等　【　　】				

⑵　届出会社甲の属する企業結合集団に属する会社等（当該企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数に占める割合が100分の20を超える会社を含む。），届出会社乙の属する企業結合集団に属する会社等（当該企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数に占める割合が100分の20を超える会社を含む。）及びこれらの会社等の他共同株式移転により設立する会社の最終親会社の新たな子会社又は共同株式移転により設立する会社の属する企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数に占める割合が新たに100分の20を超える会社となる会社等（国内売上高が30億円を超えるものに限る。）の間で，国内の同一の事業地域内か否かにかかわらず同一の商品若しくは役務について競合しない場合又は異なる事業地域において同一の商品若しくは役務を供給している場合

ア　届出会社甲の属する企業結合集団に属する会社等（当該企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数に占める割合が100分の20を超える会社を含む。）

商品又は役務の種類【　　】　事業地域【　　】

同業者の中において占める地位	名　　称	市場占拠率	第１位との格差	備　　考
第　1　位		%	—	
第　2　位		%		
第　3　位		%		
第　　位		%		
全業者数	社			
市場占拠率等の算出の根拠となった資料等　【　　】				

イ　届出会社乙の属する企業結合集団に属する会社等（当該企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数に占める割合が100分の20を超える会社を含む。）

商品又は役務の種類【　　】　事業地域【　　】

同業者の中において占める地位	名　　称	市場占拠率	第１位との格差	備　　考
第　1　位		%	—	
第　2　位		%		
第　3　位		%		
第　　位		%		
全業者数	社			
市場占拠率等の算出の根拠となった資料等　【　　】				